

軽井沢町社会教育振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町における社会教育の振興を図るため、予算の範囲内において、社会教育関係団体が行う社会教育（スポーツに関するものを除く。第3条第1項及び第8条第2項第1号において同じ。）の振興に寄与する事業の経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、軽井沢町補助金等交付規則（昭和46年輕井沢町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体であって次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 5人以上の住民で構成する団体であって、政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としないもの
- (2) その他町長が適当と認める団体

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、社会教育の振興に寄与する公益的な事業（第9条第1項の申請をした年度内に終了する事業に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料等を収集し、作成し、又は提供する事業
- (2) 社会教育の普及、向上又は奨励のための援助及び助言に係る事業
- (3) 機関紙の発行又は資料の作成及び配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発に係る事業
- (4) 音楽、演劇、美術その他芸術に関する催しを開催する事業
- (5) 社会教育に関する研究及び調査に係る事業
- (6) その他社会教育の振興に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治又は営利の目的のある事業

- (2) 宗教に関わりのある事業
- (3) 団体が継続的に行っている事業で補助金の交付を受けなくても所期の目的をおおむね達成できるもの
- (4) 国、県等の補助を受けて行う事業
- (5) 同一団体が過去に町又は国、県等の補助を受けて行った事業と同様の事業
- (6) その他町長が適当でないと認める事業
(交付の回数)

第4条 補助金の交付は、原則として、一の年度において1団体につき1事業を限度として行うものとする。この場合において、翌年度以降に当該事業に継続する事業を実施するときは、それらの事業に対する補助金の交付は、3回を限度とする。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条第1項に規定する事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 講師その他外部の専門家に対して支払う謝金及び旅費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 会場借上料及び会場設備費
- (6) その他町長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助金の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する謝金その他これに類する経費
- (5) その他町長が不適當であると認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内

の額とし、25万円を限度とする。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、町長が定める期間内に、社会教育振興事業計画書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 団体調書(様式第2号)
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿(様式第3号)
- (4) 補助を受けようとする事業に係る収支予算書

2 前項の規定による社会教育振興事業計画書の提出は、原則として、一の年度において1団体につき1事業を限度として行うことができるものとする。

(事業の選考)

第8条 町長は、前条第1項の規定による社会教育振興事業計画書の提出があったときは、社会教育法第13条の規定により軽井沢町教育委員会が聴取した軽井沢町社会教育委員の会議の意見を尊重して補助金の交付の対象として採択する事業を選考し、その結果を当該団体に通知するものとする。

2 前項の規定による選考は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 不特定多数の者に対する社会教育を促進する事業であること。
- (2) 新たな視点による事業であること。
- (3) 波及的効果又は新たな展開が期待できる事業であること。
- (4) 実現可能な事業であること。
- (5) 将来の自立的な事業につながる事業であること。

(交付申請)

第9条 前条第1項の規定により採択する旨の通知を受けた団体は、当該補助を受けようとする事業の着手前に、社会教育振興事業補助金交付申請書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当

該申請をした団体に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）は、概算払を受けようとするときは、社会教育振興事業補助金概算払請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(変更等承認申請)

第12条 補助事業団体は、第9条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき又は補助金の交付の対象である事業（次条において「補助事業」という。）を中止しようとするときは、社会教育振興事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業団体は、概算払により補助金の交付を受けた場合において、前項の承認を受けようとするときは、概算払を受けた補助金のうち交付決定があった補助金の額の変更又は交付決定の取消しにより過払となる金額を返還しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業団体は、補助事業が終了したときは、補助事業が終了した日から起算して15日を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、社会教育振興事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 活動の実施状況が分かる写真その他の資料
- (3) 領収書その他の支出を証する書類の写し

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業団体へ通知するものとする。

(交付請求)

第15条 補助事業団体は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた日から10日以内に、社会教育振興事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた団体があるときは、当該団体に対し交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月28日告示第38号）

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。